

宿舍の衛生管理



三重とこわか国体

第76回国民体育大会 2021年 9月25日(土)~10月5日(火)

三重とこわか大会

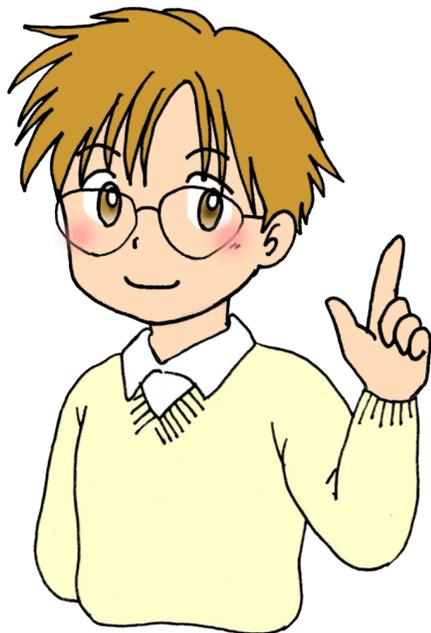
第21回全国障害者スポーツ大会 2021年 10月23日(土)~10月25日(月)



三重県

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会

施設全般の 衛生管理 (手引きp1)



1 施設全般

(1) 清掃・整理整頓

施設周辺や施設内は整理整頓し、毎日清掃しましょう。

整頓や清掃が行き届いていない環境は見た目が悪いだけでなく、衛生害虫などを発生させる誘因ともなります。

(2) 消毒

不特定多数が触れる箇所を定期的に消毒するとともに、入口及び施設内に手指の消毒設備（アルコール消毒液等）を設置しましょう。

(3) 補修・取り替え

床、壁、天井、その他調度品などを定期的に点検し、著しい破損や変色、汚れなどがあるときは、補修や取り替えを行いましょう。

(4) 照明・換気設備

照明器具や換気設備などは定期的に点検し、清掃しましょう。

換気用の開口部は、金網などにより衛生害虫等の侵入を防止した上で、常に開放し、換気を十分に行いましょう。



(5) 衛生害虫・ねずみなどの駆除

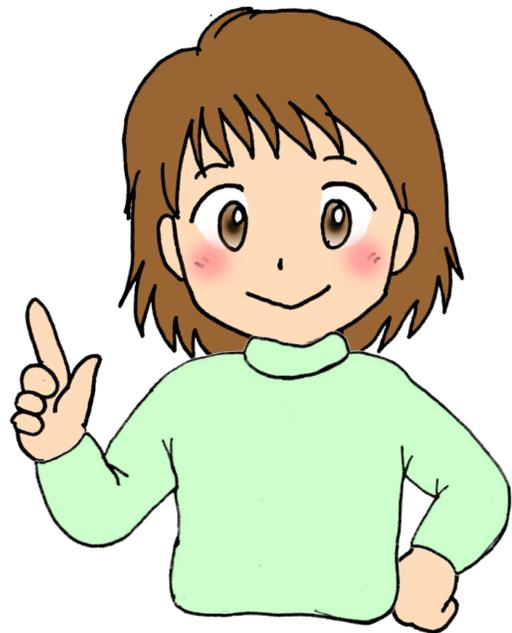
蚊、ハエ、ゴキブリ、ねずみなどは建物内で見かけると特に不快なものであり、人の健康を害するおそれもあります。発生がないか定期的に点検するとともに、清掃・整理整頓や補修などで発生・侵入を防止し、トラップ設置や薬剤散布などにより駆除しましょう。

(6) ペットなど動物の管理

犬、猫、その他ペットなどの動物による事故を防止するため、施設内には動物を入れないようにしましょう。柵やリードなどは、破損がないか常に点検し、特に調理場に動物が入らないよう注意しましょう。

また、犬を飼育している場合については、登録と狂犬病予防接種を確実に行いましょう。

客室・寝具の 衛生管理 (手引きp1~p2)



2 客室・寝具

(1) 客室の清掃

客室は1日1回以上清掃しましょう。客室にはくずかごを用意し、清掃時にはごみを処分して、清潔に保ちましょう。

(2) 照明・換気・防音

部屋の採光、照明、温度、湿度管理に気をつけ、十分に換気を行いましょ。また、宿泊者の就寝時に睡眠を妨げるような余分な光や音が入らないように管理しましょ。

(3) アメニティ・備品

タオルや茶器、コップ類などを提供する場合は、汚れや破損がないか点検し、清潔なものを準備しましょ。

(4) 寝具類

衣類、敷布、布団カバー、枕カバーなど、直接皮膚に接触するものは、使用者ごとに清潔なものを準備しましょ。

また、連泊される方の寝具類については、毎日交換することを基本とし、環境に配慮するとの申し出があった場合も、少なくとも3日に1回を目安に交換しましょ。

布団、枕、毛布などは可能な限り日光消毒を行い、ダニなどの発生を予防するとともに常に清潔に保ちましょ。

(5) リネン室・押し入れ

清潔に保ち、湿気がこもらないように注意し、整理整頓しましょ。



洗面所・トイレ 等の衛生管理 (手引きp2)



3 洗面所・トイレなど

(1) 洗面用水

飲用に適する水又は湯を十分に供給しましょう（3ページ「6 給水施設」、21ページ「給水施設の衛生対策」も参照してください）。

(2) 洗面所

整理整頓し、1日1回以上定期的に清掃して、常に清潔に保ちましょう。

(3) 石けん・コップなど

石けんは、できれば液体のものを用意し、常に使用できるように備えましょう。コップ類を提供する場合は、清潔で衛生的なものを準備しましょう。

(4) トイレ

トイレはもっとも汚れやすい設備の一つですので、便器やその周りは必ず1日1回以上清掃し、清潔で衛生的に保つとともに、必要に応じて消毒し、防虫・防臭にも注意しましょう。

また、専用の履物を用意しましょう。



(5) 手洗い設備

石けんや消毒液などを備えるとともに、ペーパータオルや個人用のタオルを設置し、交換や補充に注意しましょう。また、共用タオルは設置しないようにしましょう。

(6) 洗濯

特に連泊される方のため、洗濯ができるよう配慮しましょう。洗濯機がない場合は、近隣のコインランドリーなどを紹介できるようにしましょう。

宿泊施設で注意すべき
感染症

ノロウイルス

胃腸風邪



突然の嘔吐

下痢

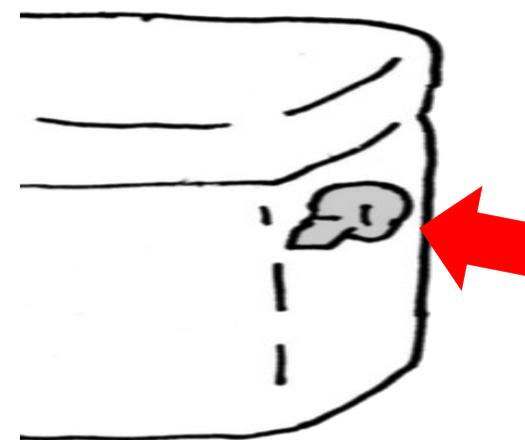
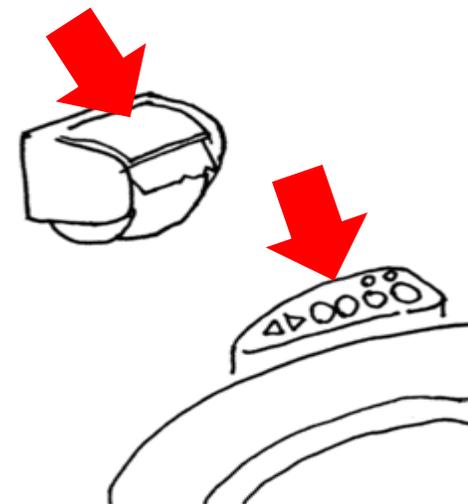
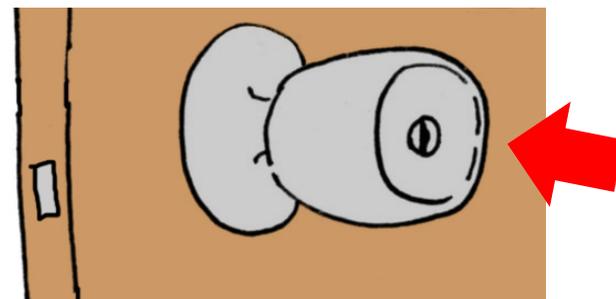
腹痛

ウイルス量
10億個/g

お尻を拭いたあとの手にはウイルスや細菌が付いている



手で触るところはすべて清掃・消毒をする



嘔吐物など汚物を 処理する際の注意点 (手引き p53)



- まず、**換気**を行う
- 自分が感染しないように**マスク、手袋等を着用**する。
- 汚染を広げないように、**外から内側へふき取る**。
- 最後は忘れずに**汚染部位を消毒**する。
(スチームアイロン等での加熱殺菌でも可)

浴室・脱衣所 の衛生管理 (手引きp3)

4 浴室・脱衣所

(1) 清掃

脱衣や入浴に支障のないよう整理整頓するとともに、浴室の内部や洗い桶、腰掛け、脱衣かご、足ふきなど、入浴者が直接触れるものは、1日1回以上清掃し、必要に応じて補修し、常に清潔に保ちましょう。

(2) 換気・温度・照明

脱衣や入浴に支障のない温度に保ち、十分に換気を行うとともに、十分な明るさを確保しましょう。

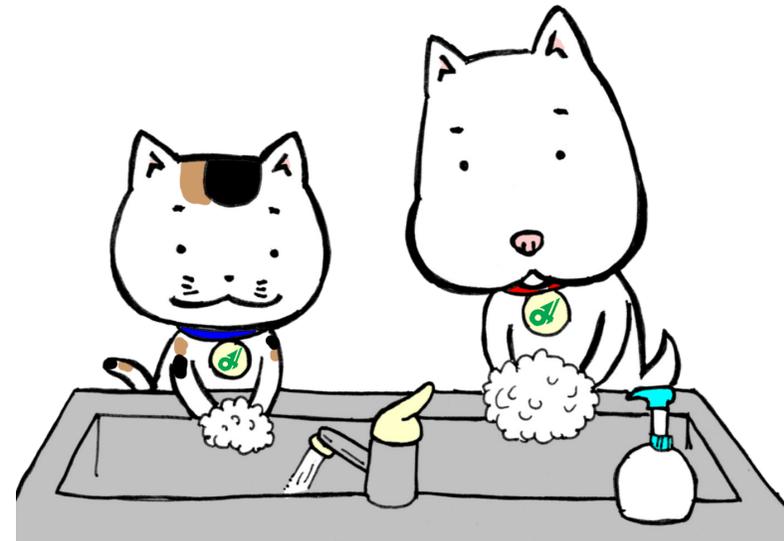
(3) 浴槽水

浴槽水は、1日1回以上完全に換水し、浴槽の清掃・消毒をしましょう。

浴槽水を循環させる設備を設けている場合などは、1週間に1回以上は完全に換水し、浴槽の清掃・消毒をしましょう。また、レジオネラ属菌等の繁殖を防止するため、浴槽水の消毒を行うとともに、水質基準に適合していることを確認しましょう。詳しくは18ページの「入浴施設におけるレジオネラ症防止対策」を参照してください。

(4) その他

入浴に必要な石けん、洗面器具等を用意しましょう。



宿泊施設で注意すべき 感染症

入浴施設における レジオネラ症発生 防止対策

詳しくは手引き
p18～p20参照

一度に大勢の人が
浴槽に入ると残留
塩素濃度が下がる
ので注意！

その1 浴槽やシャワーが循環型かを確認する

入浴設備は、循環型と入れ換え型の大きく2つに分類されます。それぞれの特徴を理解し、レジオネラ症の予防対策をとる必要があります。

まずは、あなたの施設の設備がどちらに該当するかを確認しましょう。

▶ **循環型（機械）浴槽がある場合**

循環型（機械）浴槽は、付属設備であるろ過器、加熱装置などへ浴槽水を送るため、配管が長くなり、配管の内壁等にレジオネラ属菌などの細菌類が付着しやすい構造となっています。

特にろ過器内部は、細菌の増殖により生物膜(ぬるぬるした薄い膜)が形成されレジオネラ属菌が生育しやすいため、維持管理上最も注意が必要です。

その2 浴槽の水は毎日、交換する

使用状況などにより、毎日、交換できない場合でも、最低限、週一回以上は完全に入れ換えることが必要です。また、浴槽水は、常に満杯状態にして浮遊物の除去のためにあふれさせてください。

その3 レジオネラ属菌の水質検査は年1回以上実施する

※毎日、浴槽水を換えることなく使用している場合は年2回以上実施してください。

レジオネラ属菌の基準：公衆浴場や旅館などの浴槽の湯から、検出されないこと

(三重県公衆浴場法施行条例第4条、同施行細則第7条、旅館業法施行条例第7条)

その4 浴槽水の遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L程度を保つ

浴槽水は、殺菌のため、常に0.4mg/L程度に保ち、最大でも1.0mg/Lを超えないように努めることが必要です。入浴前及び入浴中に遊離残留塩素濃度を測定して記録しましょう。

ろ過器を設置している浴槽では、塩素系薬剤をろ過器の直前に注入又は投入することで、ろ過器内の生物膜の生成を抑制することができます。

レジオネラ症とは

レジオネラ属菌という細菌が原因で起こる感染症で、この菌を含んだ細かい水滴などを吸い込んで肺まで達することにより感染します。

急激に重症化し死亡する場合もあるレジオネラ肺炎と、インフルエンザのような症状を示し数日で自然に治るポンティアック熱とに分けられます。

人から人へは感染しません。

レジオネラ属菌は、もともと、土壌や水環境に普通に存在する菌ですが、生育しやすい環境にある入浴施設での発生があります。

配管等のぬめりで増殖
しやすい

宿泊施設で注意すべき 感染症

入浴施設における レジオネラ症発生 防止対策（続き）

その5 集毛器は毎日清掃し、ろ過器は週1回以上逆洗浄を行う

ろ過器の前に設置する集毛器は、毎日清掃と消毒することが必要です。

また、週1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、ろ過器及び浴槽水が循環する配管内は高濃度塩素消毒(5~10 mg/L)などにより、付着する生物膜等を除去してください。洗浄消毒で特殊な薬品や器械を使用する場合は専門業者に相談しましょう。

その6 毎日水を換えない場合には、気泡発生装置等は使用しない

毎日、完全に浴槽水を入れ換えることなく使用している場合は、気泡発生装置やジェット噴射装置、打たせ湯等エアロゾルを発生させる設備を用いないください。

その7 貯湯槽内温度60℃以上、給湯栓温度55℃以上に保つ

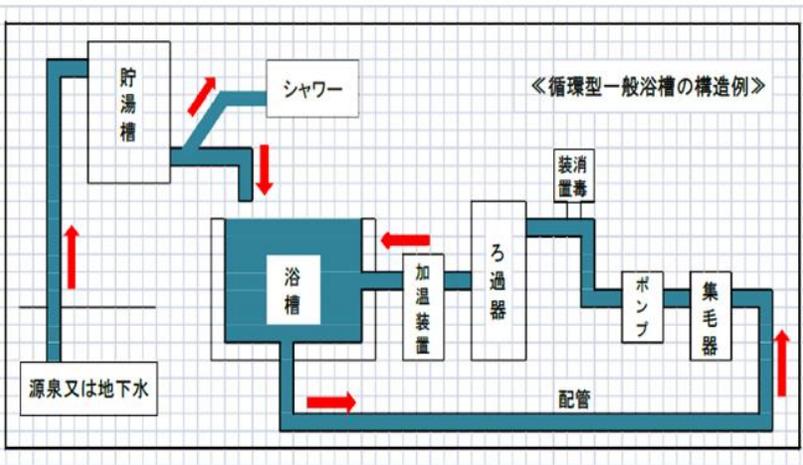
循環給湯設備によるシャワー水は、殺菌のため、貯湯槽内の湯温を60℃以上、末端の給湯栓を55℃以上に保つことが必要です。規定の温度を確保できない場合には、末端の給湯栓で、遊離残留塩素濃度を常に0.1mg/L以上に確保してください。

その8 入浴施設の衛生管理責任者を決める

施設の管理者または従業者の中から日常の衛生管理を行う責任者を定め、施設設備の構造を適切に把握し、保守点検や清掃など衛生管理を怠ることのないようにしてください。そして、自主管理点検記録を残しましょう。

その9 レジオネラ症患者が発生した場合は保健所に連絡する

施設内で、レジオネラ症と疑われる患者さんが発生した場合は、原因と考えられる設備の使用を直ちに停止し、その現状を保持したまま、保健所に連絡してください。また、独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わないでください。



給水設備の 衛生管理

(手引き p3~p4)



6 給水施設

(1) 給水設備

貯水槽などの給水設備は定期的に点検し、破損などがある場合は、早急に補修しましょう。

1日1回、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に異常がないことを確認しましょう。

貯水槽の管理など、詳しくは 21 ページ「給水施設の衛生対策」を参照してください。

飲料水は、なるべく水道水を利用しましょう。

(2) 井戸水

やむを得ず井戸水を飲料水として使用する場合は、両大会の1年以内に水質検査を実施し、飲用に適しているかどうか確認しましょう。1日に1回以上、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に異常がないことを確認し、必要に応じて塩素消毒設備を設置して消毒しましょう。また、井戸の周りは清潔に保ち、異物が混入しないようにしましょう。水質検査の検査項目など、詳しくは 21 ページ「給水施設の衛生対策」を参照してください。

(3) 雑用水

飲用に適しない水を雑用水として使用している場合は、誤飲を防ぐため、蛇口付近等に「飲めない」旨の表示をしましょう。

ごみ処理の 衛生管理 (手引き p4)

7 ごみ処理

(1) 回収・保管・管理

ごみは種類に応じ分別し、専用容器に入れて所定の場所に保管しましょう。

(2) 排出

宿泊者が出すごみは、家庭ごみではなく、事業系の一般廃棄物と産業廃棄物に分けて適切に処理しましょう。

(3) 清掃・衛生

ごみが飛散、流出しないよう注意するとともに、悪臭の発生防止や衛生害虫・ねずみなどの発生防止に努めましょう。

ごみの搬出後は、一時保管場所や集積場所を清掃して清潔に保ちましょう。



従事者の 衛生管理

(手引き p4~p5)

8 従事者の衛生管理

(1) 服装・身だしなみ

従事者のユニフォームや衣服は、必要に応じて着替え、こまめに洗濯するなどして、常に清潔に保ちましょう。

(2) 健康管理

従業員は、毎日就業前に健康チェックをするとともに、定期的に健康診断（検便検査）等を受けるなどして、健康管理に注意しましょう。

従業員や出入り業者に発熱や呼吸器症状、下痢などの体調不良がある場合は、迅速かつ適切な対応を行うなど、衛生面や健康面の管理を徹底し、業務には従事しないようにしましょう。

体調不良が続いている場合は、速やかに医療機関を受診しましょう。

(3) その他

下痢、嘔吐など、胃腸炎の症状がある人の嘔吐物を処理する場合は、ノロウイルス感染等を疑い、使い捨てビニール手袋等を用いて処理することとし、処理後は石けんを使い、丁寧に手を洗いましょう。49 ページ「ノロウイルスの感染症・食中毒対策」、53 ページ「嘔吐物など汚物の処理手順」も参照してください。

